

# さぬき市耐震改修促進計画

平成 22 年 9 月

平成 28 年 3 月 (改正)

平成 30 年 3 月 (改正)

さ ぬ き 市

## 目 次

<b>第1章 基本的事項</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の背景.....	1
2 計画の目的.....	2
3 用語の定義.....	2
4 計画の期間.....	3
5 想定される地震の規模及び被害の状況.....	4
<b>第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する目標</b> .....	<b>7</b>
1 住宅・建築物の耐震化の現状.....	7
2 特定既存耐震不適格建築物のうち多数の者が利用する建築物の耐震化の現状把握及び目標.....	8
3 公共建築物の耐震化の現状把握及び目標.....	11
<b>第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策</b> .....	<b>13</b>
1 耐震診断・耐震改修に係る基本的な取組方針.....	13
2 役割分担.....	13
3 耐震診断・耐震改修の促進を図るための施策.....	17
4 安心して耐震診断・耐震改修を行うことができるようにするための環境整備.....	19
5 地震時の建築物の安全対策に関する事業の概要.....	19
6 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項.....	22
7 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策に関する事項.....	24
8 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定.....	24
9 重点的に耐震化すべき区域の設定.....	24
<b>第4章 耐震改修促進法及び建築基準法による指導等の協力</b> .....	<b>25</b>
1 指導等への協力.....	25
<b>第5章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及</b> .....	<b>26</b>
1 相談体制の整備及び情報提供の充実.....	26
2 パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の参加啓発.....	26
3 リフォームにあわせた耐震改修の誘導.....	26
4 自治会等との連携.....	27
5 耐震性能の高い建築物の整備促進、地震保険の普及・啓発.....	27
<b>第6章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する必要な事項</b> .....	<b>28</b>
1 庁内推進体制の確立.....	28
2 関係団体との連携.....	28
3 その他.....	28

# 第1章 基本的事項

## 1 計画策定の背景

日本は、世界でも有数の地震大国であり、過去に発生した多くの地震により多大な被害を受けてきた。平成7年1月には、阪神・淡路大震災で約25万棟の家屋が全半壊し、6,400人余の尊い命が失われたが、このうち約4,800人が住宅・建築物の倒壊によるものとされ、これは地震による直接的な死者数約5,500人の約9割に相当する。

その後も、新潟県中越地震（平成16年10月）、福岡県西方沖地震（平成17年3月）、新潟県中越沖地震（平成19年7月）、岩手・宮城内陸地震（平成20年6月）などの大地震が頻発しており、特に東日本大震災（東北地方太平洋沖地震平成23年3月）は、これまでの想定をはるかに超える強大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。

また、熊本地震（平成28年4月）では、震度7の揺れが連続し、約3万7千棟の住宅が全半壊、約2千9百棟の建物が被害を受けるなど、大きな被害が発生した。今回の熊本地震の発生により、我が国において、大規模な地震がいつどこで発生してもおかしくないとの認識が高まったものと考えられる。

一方で、南海トラフを震源とする大規模な地震の発生確率が、今後30年間で70%程度とされており、ひとたび地震が発生すると被害は本市でも甚大なものになると想定される。

平成17年3月の国の中央防災会議では、今後10年間で地震による死者数等を半減させることを目標とする地震防災戦略が決定されるとともに、同年6月の地震防災推進協議会において、住宅及び特定建築物の耐震化率を現状の75%から10年後に90%にするという提言が取りまとめられた。

これらを受け、平成17年11月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「法」という。）が改正され、国は「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年1月25日付け国土交通省告示184号。以下「国の基本方針」という。）を示し、平成27年までの住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標を90%と設定した。

平成19年3月に県が香川県建築物耐震化推進プラン（香川県耐震改修促進計画）を策定、本市では、これらに基づき、「さぬき市耐震改修促進計画（平成22年9月）」（以下「当初計画」という。）

を策定し、平成27年度における住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を定め、住宅・建築物の耐震化に向けた各種施策に取り組んできた。

こうした中、国は平成28年3月25日付け国土交通省告示第529号により、平成32年までの住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標を95%と設定した基本方針を示し、この改正内容を踏まえ、同年12月に県が「香川県耐震改修促進計画（第二次計画）」（以下「第二次県計画」という。）を策定した。

今般、本市の計画期間が平成28年3月をもって満了し、根拠となる法及び国の基本方針が改正され、同年12月に第二次県計画が策定されたことから、さぬき市地域防災計画との整合を図りつつ、建築物の耐震診断・耐震改修の促進を計画的に推進するため、さぬき市耐震改修促進計画を改正するものである。

## 2 計画の目的

本計画は、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることによって、近い将来発生が予測される南海トラフを震源とする大規模な地震による人的被害及び経済的被害を軽減するため、主として昭和56年以前のいわゆる旧耐震基準で建築された既存住宅・建築物の耐震化を、総合的かつ計画的に促進することを目的とする。

## 3 用語の定義

本計画で使用する主な用語について、以下のとおり定義するほか、特に定めのない場合は、耐震改修促進法、同法関係政省令及び関連告示の用語の例によるものとする。

用語	定義
耐震診断	建築物の地震に対する安全性を評価すること。
耐震改修	建築物の地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替え若しくは一部の除却又は敷地の整備をすること。
旧耐震基準	昭和56年6月1日の耐震基準の見直しがされる以前に工事着手した建築物に適用されていた耐震基準。

新耐震基準	昭和56年6月1日以降に工事着手した建築物に適用される耐震基準。
耐震性	耐震性の有無は、大規模な地震に対し、新耐震基準と同程度の耐震性を有するか否かにより判定する。 耐震性を有する建築物は、ごくまれに発生する大規模な地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと考えられる。
耐震化率	ある集団に含まれるすべての建築物のうち、耐震性を有するもの（新耐震基準によるもの、耐震診断の結果により耐震性を有するとされたもの、耐震改修を実施したもの）の割合。
既存耐震不適格建築物	耐震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（耐震関係規定）に適合しない建築物で、同法第3条第2項の規定の適用を受けているもの。
特定既存耐震不適格建築物	学校、体育館、病院、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で一定規模以上のものや、火薬類、石油類等の危険物で一定数量以上のものの貯蔵場又は処理場などで、既存耐震不適格建築物であるもの。
要安全確認計画記載建築物	避難路沿道建築物であって、耐震診断を義務付けられたもの。
緊急輸送道路沿道建築物	香川県地域防災計画及びさぬき市地域防災計画において指定された緊急輸送道路沿いの道路閉塞させる住宅・建築物。
住宅	市内にある民間住宅で、戸建て、長屋建て及び併用（住宅以外の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のものをいう。）のものをいう。

#### 4 計画の期間

この計画の期間は、国の基本方針及び第二次県計画を基に、平成29年度から平成32年度までとする。なお、計画の最終年度には、耐震化の目標や耐震改修の促進を図るための施策等について検証を行う。

## 5 想定される地震の規模及び被害の状況

想定される地震の規模及び被害の状況

将来本市において大きな被害が予想される地震として、

- ①南海トラフを震源域とする最大クラスの地震（南海地震L2）【震度5強～6強】
- ②南海トラフを震源域とする発生頻度の高い地震（南海地震L1）【震度5弱～6弱】
- ③中央構造線（三野・池田断層）を震源域とする地震【震度5弱～6強】
- ④長尾断層を震源域とする地震【震度4～6強】

が想定される。



想定地震の震源位置図

### ■前提条件

県内に大きな被害を及ぼすおそれがある地震として、南海地震等のようなプレートの沈み込みによる海溝型の地震（2ケース）と活断層による内陸型の地震（2ケース）との合計4ケースを想定した。

このうち、本計画では、想定する地震を①南海トラフを震源域とする最大クラスの地震（南海地震L2）とする。なお、平成25年3月及び8月に公表した香川県地震・津波被害想定における本市内での被害は次表のように想定されている。

南海トラフ<sup>※1</sup>を震源域とする海溝型地震による被害想定（最大クラス<sup>※2</sup>）

（平成25年3月31日、8月28日公表、県被害想定による）

項 目		被 害 想 定 結 果	
条 件	震源域	南海トラフ	
	モーメントマグニチュード <sup>※3</sup>	9.0	
震度の予測	震度分布	5強～6強	
	液状化危険度区分 <sup>※4</sup>	沿岸部及び中央部に危険度Aの地域が分布	
	津波	主要な港での最高津波水位 <sup>※5</sup> 約2.6～3.8m	
建物被害（全壊）	揺れによる被害	1,000棟	
	液状化による被害	290棟	
	津波による被害	470棟	
	急傾斜地崩壊による被害	20棟	
	地震火災による被害 （冬18時 <sup>※6</sup> ）	240棟	
	合計	2,020棟	
人的被害	死者（冬深夜 <sup>※6</sup> ）		1,100人（うち建物倒壊及び火災による被害による死者60人）
	負傷者（冬深夜 <sup>※6</sup> ）		1,200人（うち建物倒壊及び火災による被害による負傷者820人）
	避難者 （冬深夜 <sup>※6</sup> ）	避難所	7,200人
		避難所以外	4,800人

(注意事項)

※1：南海トラフ

プレートが沈み込み、海底が溝状に深くなっている場所を「海溝」という。そのうち比較的なだらかな地形のものを「トラフ」と呼んでいる。南海トラフは、四国の南側に位置するユーラシアプレートにフィリピン海プレートが沈み込む水深が約4,000mもある巨大な海溝の溝である。

※2：最大クラス

最大クラスとは、千年に一度あるいはそれよりももっと低い頻度で発生するが、発生すれば、甚大な被害をもたらす地震・津波である。

※3：モーメントマグニチュード

地震は地下の岩盤がずれて起こるものであり、この岩盤のずれの規模をもとに計算したマグニチュード（地震のエネルギー）をモーメントマグニチュードという。

※4：液状化危険度区分

危険度A：液状化危険度はかなり高い      危険度B：液状化危険度は高い

危険度C：液状化危険度は低い              危険度D：液状化危険度はかなり低い

※5：最高津波水位

最高津波波高 + 地盤沈降量 + 平均満潮位

※6：被害の算定にあたっての条件

本被害想定の結果は、最大の被害となる時間帯の合計を表す。

## 第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する目標

### 1 住宅・建築物の耐震化の現状

#### (1) 住宅における耐震化の現状

本市内の2018年（平成30年）1月1日現在の住宅総数は19,190棟であり、1981年（昭和56年）以降の住宅（新基準建築物）が11,800棟、1980年（昭和55年）以前の建築物（旧基準建築物）が7,390棟である。耐震性有りの住宅及び、耐震改修済みの住宅は合計13,943棟あり、耐震化率は72.7%と推計される。

住宅の耐震化の現状（2018年（平成30年）1月1日現在推計）

区分	1981年 （昭和56年）以降の 住宅①	1980年 （昭和55年）以 前の住宅②		住宅総数 ④ （①+②）	耐震性有りの 住宅 ⑤ （①+③）	耐震化率 （%） （⑤÷④）	
		うち耐震性なし	うち耐震性あり③				
		木造	9,120				7,030
非木造	2,680	360	86	274	3,040	2,954	97.2
合計	11,800	7,390	5,247	2,143	19,190	13,943	72.7

## (2) 住宅の耐震化の目標

本市においては、第二次県計画及び市の現状を踏まえ、2020年度（平成32年度）末までに住宅の耐震化率を90%とすることを目指す。

### 住宅の耐震化率の目標

住宅の耐震化の状況（2017年度（平成29年度）

2020年度（平成32年度）末の目標

総戸数 19,190 棟  
耐震化されている住宅 13,943 棟  
耐震性が不十分な住宅 5,247 棟  
※2018年（平成30年）1月1日  
現在の推計値

**耐震化率 約 72.7%**

総戸数 18,905 棟  
耐震化されている住宅 17,960 棟  
耐震性が不十分な住宅 1,890 棟  
※2020年度（平成32年度）末  
の推計値

**耐震化率 約 90.0%**

## 2 特定既存耐震不適格建築物のうち多数の者が利用する建築物の耐震化の現状把握及び目標

### (1) 特定既存耐震不適格建築物のうち多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

本市内における特定既存耐震不適格建築物のうち多数の者が利用する建築物の2018年（平成30年）1月1日の現在の総数は142棟であり、1981年（昭和56年）6月以降の建築物（新基準建築物）が106棟、1981年（昭和56年）5月以前の建築物（旧基準建築物）が36棟であった。また、旧基準建築物のうち、耐震性のある建築物が4棟、耐震改修が実施済みである建築物は22棟であるため、耐震性のある建築物は132棟となり、93.0%が耐震化されていると推計される。

特定既存耐震不適格建築物のうち多数の者が利用する建築物

用途	規模
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上
上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上
体育館（一般公共の用に供されるもの）	1,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上
劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数3以上かつ1,000㎡以上
集会場、公会堂	階数3以上かつ1,000㎡以上
展示場	階数3以上かつ1,000㎡以上
卸売市場	階数3以上かつ1,000㎡以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上
ホテル、旅館	階数3以上かつ1,000㎡以上
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿	階数3以上かつ1,000㎡以上
事務所	階数3以上かつ1,000㎡以上
老人ホーム、老人福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上
博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上
遊技場	階数3以上かつ1,000㎡以上
公衆浴場	階数3以上かつ1,000㎡以上
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
理髪店、質屋、貸衣装店、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）	階数3以上かつ1,000㎡以上
車両の停止場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
郵便局、保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000㎡以上

本市における特定既存耐震不適格建築物のうち多数の者が利用する建築物の耐震化の現状  
(2018年(平成30年)1月1日現在)

建築用途	建築年		合計棟数	耐震改修済	耐震性有	耐震化率(%)
	1981年(昭和56年)5月以前	1981年(昭和56年)6月以降				
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	16	11	27	12	27	100
上記以外の学校	6	17	23	6	23	100
体育館(一般公共の用に供されるもの)	3	1	4	0	1	25.0
ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	-	-	-	-	-	-
病院、診療所	3	3	6	0	3	50.0
劇場、観覧場、映画館、演芸場	-	-	-	-	-	-
集会場、公会堂	1	4	5	1	5	100
展示場	-	-	-	-	-	-
卸売市場	-	-	-	-	-	-
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	-	-	-	-	-	-
ホテル、旅館	0	4	4	0	4	100
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿	1	23	24	0	23	95.8
事務所	1	8	9	0	8	88.9
老人ホーム、老人福祉センターその他これらに類するもの	0	19	19	0	19	100
幼稚園、保育所	3	4	7	3	7	100
博物館、美術館、図書館	-	-	-	-	-	-
遊技場	-	-	-	-	-	-
公衆浴場	-	-	-	-	-	-
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	1	0	1	0	0	0
理髪店、質屋、貸衣装店、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	-	-	-	-	-	-
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)	1	11	12	0	11	91.7
車両の停止場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	-	-	-	-	-	-
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	-	-	-	-	-	-
郵便局、保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物	0	1	1	0	1	100.0
合計	36	106	142	22	132	93.0

## (2) 特定既存耐震不適格建築物のうち多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

本市においては、国の方針及び第二次県計画を踏まえ、災害時に重要な機能を果たす建築物については、2020年度(平成32年度)末までに耐震化率を95%とすることを目指す。

特定既存耐震不適格建築物のうち多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

現状の耐震化率 (平成29年度)	目標の耐震化率 (平成32年度末)
93.0%	95%

## 3 公共建築物の耐震化の現状把握及び目標

### (1) 防災拠点となる市有建築物の耐震化の現状

防災拠点となる市有建築物(さぬき市地域防災計画で防災上重要建築物として指定され、かつ非木造の建築物で2以上の階数を有し、又は延床面積200㎡を超えるもので、法改正施行時において、建築基準法第20条第2号に該当する建築物)は、41棟あり、1981年(昭和56年)6月以降の建築物(新基準建築物)が24棟、1981年(昭和56年)5月以前の建築物(旧基準建築物)が17棟であった。また、旧基準建築物のうち、耐震診断結果から耐震性を満たすとされた建築物は3棟、耐震改修済の建築物が2棟あり、したがって、耐震性のある建築物は29棟となり、市内の防災拠点となる市有建築物総数41棟のうち70.7%が耐震化されていると推計できる。

防災拠点となる市有建築物の耐震化の現状（2018年（平成30年）1月1日現在）

建築用途	建築年		合計棟数	耐震診断の結果耐震性有 (b)	耐震改修済 (C)	耐震性有 (a+b+C)	耐震化率 (%)
	1981年 (昭和56年) 5月以前	1981年 (昭和56年) 6月以降 (a)					
1.庁舎、支所、出張所	6	2	8	0	0	2	25.0
2.消防屯所	0	1	1	0	0	1	100.0
3.児童館	0	1	1	0	0	1	100.0
4.幼稚園	1	0	1	0	1	1	100.0
5.小学校	4	1	5	3	1	5	100.0
6.中学校	0	1	1	0	0	1	100.0
7.情報伝達等施設	0	2	2	0	0	2	100.0
8.病院	0	2	2	0	0	2	100.0
9.公民館	6	1	7	0	0	1	14.3
10.コミュニティ集会施設等	0	13	13	0	0	13	100.0
合計	17	24	41	3	2	29	70.7

(2) 防災拠点となる市有建築物の耐震化の目標

防災拠点となる市有建築物については、2020年度（平成32年度）末までに、耐震化率を100%とすることを目指す。なお、施設のあり方の検討結果など今後の状況変化に的確に対応するため適宜見直しを行う。

防災拠点となる市有建築物の耐震化計画

区 分		棟数	
防災拠点となる市有建築物		41棟	
うち、耐震化の検討を要する施設 (1981年(昭和56年)5月以前の建築施設)		17棟	
内 訳	改修不要の施設	改修不要	3棟
		改修済み	2棟
	現有建築物の耐震化を図る建築物(耐震化計画対象建築物)		1棟
	改築予定又は廃止(統合)等あり方検討中		11棟

## 第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

### 1 耐震診断・耐震改修に係る基本的な取組方針

建築物等の耐震化を促進するためには、まず、建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として捉え、主体的に取り組むことが何よりも重要である。

市及び県は、特定既存耐震不適格建築物の所有者等の取組を支援する観点から、耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や施策を行い、自主的な取組を促進するとともに、防災拠点となる市有建築物について、財政状況も踏まえた効率的な計画を策定し、耐震化に取り組むものとする。

市町村は、法第6条第1項において、国の基本方針及び都道府県耐震改修促進計画を勘案して、区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めることとなっている。さぬき市耐震改修促進計画の策定に当たっては、地域の状況を踏まえた減災に必要な事項について定めるものとする。

### 2 役割分担

#### (1) 市の役割

##### ①耐震改修促進計画の策定と見直し

- ・市計画の作成
- ・市計画に基づく施策等の進捗状況の検証
- ・市計画の見直し（必要に応じて）

##### ②耐震診断、耐震改修等の実施

- ・防災拠点となる市有施設の耐震診断、耐震改修の計画的な実施
- ・民間建築物の耐震診断、耐震改修の促進

- ・民間住宅の耐震化への支援
- ・緊急輸送道路沿道建築物の耐震化への支援
- ・要安全確認計画記載建築物の耐震化への支援
- ③耐震診断、耐震改修に関する知識の普及・啓発
  - ・相談窓口の設置及び運営
  - ・耐震化に関する情報の提供
  - ・パンフレット、地震ハザードマップ等の作成・配布
  - ・自治会組織を活用しての耐震化の啓発
- ④職員等への防災教育
  - ・県が行う耐震診断、耐震改修に関する講習会等への参加
- ⑤関係団体との連携
  - ・県及び関係団体との連携及び情報提供
  - ・自治会との連携及び相互協力
- ⑥地震時の安全対策の普及・啓発
  - ・コンクリートブロック塀の転倒防止対策
  - ・窓ガラスや屋外看板等の落下防止対策
  - ・天井等の非構造部材の落下防止対策
  - ・建築設備の地震対策
  - ・家具の転倒防止対策
  - ・エレベーターの地震対策

## (2) 県の役割

### ①県計画の策定

- ・県の実情に応じた住宅・建築物の耐震化を促進するための県計画の策定

- ・県計画に基づく施策等の進捗状況の検証及び公表並びに必要なに応じた見直しや更新
- ・市町の耐震改修促進計画の策定及び適切な更新等の促進
- ・特定既存耐震不適格建築物の所有者等を行う指導・助言・公表等の実施

## ②耐震診断、耐震改修の促進

- ・県有施設の耐震診断、耐震改修の実施
- ・県有施設以外の公共施設の耐震診断、耐震改修の促進
- ・民間建築物の耐震診断、耐震改修の促進
- ・民間住宅の耐震診断・改修等への間接補助（耐震性がない住宅の簡易な耐震改修費用や耐震ベッド及び耐震シェルターの設置費用に対する間接補助も含む。）
- ・緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断・改修等への間接補助
- ・要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修等への間接補助
- ・通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断への間接補助
- ・法に基づき指定する大規模な地震が発生した場合において、要安全確認計画記載建築物に対する耐震診断及びその結果の所管行政庁への報告の義務付け、結果の公表
- ・コンクリートブロック塀の転倒防止対策の指導
- ・窓ガラス、外装材、内装材、広告塔等(以下「窓ガラス等」という。)落下のおそれのあるものの落下防止対策の指導
- ・大規模空間に架かる天井(人が日常立ち入る場所に設置されている吊り天井で、高さが6mを超える天井の部分で、水平投影面積が200㎡を超えるもの、かつ、構成部材等の単位面接質量が2kg/㎡を超えるもの。)の脱落防止対策
- ・建築設備の耐震対策の指導
- ・家具の転倒防止対策の啓発
- ・法に基づく建築物の耐震改修の計画の認定

- 法に基づく建築物の地震に対する安全性に係る認定
- 法に基づく区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定
- 法に基づく特定既存耐震不適格建築物の所有者に対する指導等
- 建築基準法（昭和25年法律第201号）第10条に基づく勧告等

#### ③普及、啓発等

- 相談窓口の設置及び運営
- 市町に対する相談窓口の設置、運営に関する指導
- 耐震化に関するパンフレット等の作成及び配布
- 耐震化に関する情報の提供
- 県民向けの耐震対策講習会の開催
- 建築士による無料相談会の定期的な開催

#### ④市町及び建築関係団体との連携による普及啓発

- 耐震診断・耐震改修を担う人材育成や技術力向上を図るため、耐震診断・耐震改修の講習会や耐震改修の工法の普及
- 市町との連携体制の構築による耐震診断・耐震改修の情報提供及び知識の普及・啓発
- 市町への技術支援のための、県に耐震化相談窓口を設置
- 市町及び建築関係団体が行う施策への協力
- 耐震対策講習会受講者名簿の作成及び縦覧

### （3）所有者の役割

住宅建築物の所有者等は、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として捉え、住宅建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るため耐震診断・耐震改修や建て替え等に努め、自らの生命・財産を守ることを基本とする。

## 3 耐震診断・耐震改修の促進を図るための施策

市民に対し、建築物の耐震化の必要性、重要性について普及啓発に積極的に取り組むとともに、国や県の耐震診断及び耐震改修等の助成制度と税の優遇措置等を活用しながら、建築物の耐震改修の促進を図っていくものとする。

### (1) 助成制度

市は住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修等の国及び県の助成制度を活用し、既存住宅、緊急輸送道路沿道建築物及び要安全確認計画記載建築物の耐震診断及び耐震改修等の支援を行うものとする。

### (2) 税制度・融資制度

耐震改修に係る主な税制の概要や独立行政法人住宅金融支援機構（旧「住宅金融公庫」）など融資制度の活用方法について、市の広報紙やホームページなどで広く住民に対して周知に努める。

以下の制度は 2017 年度（平成 29 年度）の概要であり今後変更される場合がある。

#### ① 所得税の特別控除制度

対 象	主な要件等
住宅	<p>2006 年（平成 18 年）4 月 1 日から 2021 年（平成 33 年）12 月 31 日までに、自ら居住する、旧耐震基準（1981 年（昭和 56 年）5 月 31 日以前の耐震基準）により建築された住宅を、現行の耐震基準に適合させるための耐震改修を行った場合、改修費用と当該改修に係る標準的な工事費用相当額（いずれも補助額を差し引いた後）のいずれか少ない金額（控除対象限度額）の 10%を所得税額から控除。</p> <p>控除対象限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2009-2014(平成 21-26 年) 200 万円</li> <li>・2014-2021(平成 26-33 年) 250 万円</li> </ul>

## ② 固定資産税の減額制度

対 象	主な要件等
住宅	<p>旧耐震基準により建設された耐震改修工事（工事費用 50 万円以上のもの）を行った場合、当該住宅の 120 m<sup>2</sup>相当部分につき、固定資産税額を以下のとおり減額。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2006 - 09 年（平成 18 - 21 年）に工事を行った場合 3 年間 1/2 に減額</li> <li>・2010 - 12 年（平成 22 - 24 年）に工事を行った場合 2 年間 1/2 に減額</li> <li>・2013 - 18 年（平成 25 - 30 年）に工事を行った場合 1 年間 1/2 に減額</li> </ul>

## ③住宅ローン減税制度【所得税】

対 象	主な要件等
住宅	<p>金融機関等から返済期間 10 年以上の住宅ローンを受けて住宅の新築、取得又は増改築等を行った場合、居住の年から 10 年間、住宅ローン残高又は住宅の取得対価のうちいずれか少ない金額の 1.0%を所得税額から控除。</p> <p>（2009 年（平成 21 年）1 月 1 日～2021 年（平成 33 年）12 月 31 日入居分まで）</p>

## ④住宅金融支援機構等による融資制度

住宅金融支援機構において、耐震改修工事に関する低金利融資制度が設けられている。

### 耐震改修工事に関する低金利融資制度の概要

機構名等	制度の名称	主な要件等
住宅金融支援機構 四国支店	リフォーム融資	<p>工事完了後の住宅部分の床面積が 50 m<sup>2</sup>（共同建：40 m<sup>2</sup>）以上の住宅で、下記の事項を満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自らが住むための住宅（本人、本人の配偶者、本人又は配偶者の親族の所属する住宅）をリフォームするもの</li> <li>・原則申込日現在、79 歳未満の者</li> <li>・年収に占める年間合計返済額の基準が次の基準以下の者 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 年収が 400 万円未満の場合 30%以下</li> <li>(2) 年収が 400 万円以上の場合 35%以下</li> </ul> </li> <li>・日本国籍の者又は永住許可等を受けている外国人</li> </ul>
	賃貸住宅リフォーム融資	耐震改修促進計画の認定を受けた改修計画に従って行う耐震改修工事

## 4 安心して耐震診断・耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

### (1) 相談窓口の設置

本市では、耐震診断及び耐震改修の普及・啓発を図るための相談窓口を建設経済部都市計画課内に設置し、住民からの建築相談にに応じている。また、相談に応じる職員には、研修等に参加させ、知識の習得に努める。

### (2) 住民への情報提供

本市では、本計画や、県が作成した冊子、日本建築防災協会が作成・公表しているパンフレット等を活用し、市民に対して、耐震診断及び耐震改修に関する情報提供を行うとともに、耐震診断及び耐震改修に関する支援制度の概要等についても、ホームページ等を活用して紹介する。

建築物の所有者等が安心して耐震改修等の実施が行えるように、耐震診断及び耐震改修に関する一定の資格又は講習会を受講した信頼できる業者や技術者に関する情報の提供を行う。

## 5 地震時の建築物の安全対策に関する事業の概要

### (1) コンクリートブロック塀の転倒防止対策

1978年（昭和53年）6月に発生した宮城県沖地震では、コンクリートブロック塀の転倒によって多くの死傷者が出た。コンクリートブロック塀は特に市街地の住宅密集地域に多くあり、転倒した場合には避難時の妨げになるのみならず、その下敷きになって死傷する可能性がある。このため、ブロック塀の倒壊の危険性を住民に周知するとともに、補強方法等の普及、徹底を図り、必要に応じて改善を働きかける。特に緊急輸送路及び通学路に沿って存在しているコンクリートブロック塀について改善を働きかける。

## **(2) 窓ガラスや屋外看板等の落下防止対策**

1978年(昭和53年)6月に発生した宮城県沖地震や2005年(平成17年)3月に発生した福岡県西方沖地震では、窓ガラスが破損し落下して多くの負傷者が出た。窓ガラスの破損や、屋外看板、屋根ふき材等、外壁等の落下があれば、死傷者や避難・救援活動への支障等が生じる。このため、窓ガラス等の破損や落下の危険性を住民に周知するとともに、補強・落下防止対策の周知、徹底を図り、必要に応じて改善を働きかける。特に、避難路や通学路に面する建築物について改善を働きかける。

## **(3) 天井等の非構造部材の落下防止対策**

2001年(平成13年)3月に発生した芸予地震及び2003年(平成15年)9月に発生した十勝沖地震では体育館等の天井が落下し負傷者が出た。大規模空間を持つ建築物の天井等の非構造部材について、落下・崩壊等の被害発生が予想される。このため、建築物の所有者へ、適切な施工技術及び補強方法の普及、徹底を図り、必要に応じて改善を働きかける。

## **(4) 建築設備の耐震対策**

大地震により、その建築物が崩壊や倒壊を免れたとしても、電気設備、給排水設備、空気調和設備等の建築設備が被害を受ければ、その建築物は機能しなくなるため、建築物の構造体と同様、建築設備についても耐震化を図る必要がある。特に、重点的に耐震化を図るべき建築物(住宅を除く。)を対象に、建築設備の耐震化を働きかける。

## **(5) 家具の転倒防止対策**

家具の転倒は、それによる負傷に加え、避難や救援活動に支障が生じるため、身近な住宅内部での地震対策として、家具の転倒防止を住民に呼びかけるとともに、家具の固定方法の普及、徹底を働きかける。

## **(6) エレベーターの地震対策**

2005年（平成17年）7月に発生した千葉県北西部を震源とする地震では、1998年（平成10年）に改訂された「昇降機耐震設計・施工指針」を満たしていないエレベーターに多くの故障や損傷が見られた。このため、「昇降機耐震設計・施工指針」を満たしていないエレベーター及び地震時管制運転装置が設置されていないエレベーターの所有者へ耐震化を働きかける。

※ 『昇降機耐震設計・施工指針』国土交通省住宅局建築指導課監修、財団法人建築設備・昇降機センター発行

## **(7) 耐震化のための基礎資料の作成**

特定既存耐震不適格建築物について、その情報をデータベース化し、耐震化の状況を把握することにより、耐震化の目標設定や耐震化のための施策を策定するための基礎資料として整備する。これに基づき、必要に応じて耐震化の目標の見直しを行うとともに、特定既存耐震不適格建築物の位置を把握し、関係部局等と連携しつつ、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、当該建築物の耐震診断、耐震改修のための計画を策定するよう働きかける。

## 6 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

法第5条第3項第2号の規定により、建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路を、香川県地域防災計画及びさぬき市地域防災計画において次のとおり緊急輸送路として指定し、当該道路沿道の建築物の耐震化を促進する。災害時にこれらの建築物の倒壊を防ぐことで、交通の寸断を防ぎ、迅速な災害復旧を行えるようにする。

緊急輸送路名称及び区間

区分	路線名称	市内の区間	管理者
緊急輸送路	自動車専用道路(高松東道路)	三木町境～さぬき市津田町鶴羽	西日本高速道路四国支社
	四国横断自動車道	さぬき市津田町鶴羽～東かがわ市境	西日本高速道路四国支社
	国道11号	市内全線	国
	県道高松長尾大内線	市内全線	県
	県道高松志度線	高松市境～県道太田上町志度線との交差点	県
	県道太田上町志度線	県道高松志度線との交差点～国道11号	県
	県道志度山川線	さぬき市志度～さぬき市多和	県
	県道石田東志度線	志度IC～国道11号	県
	県道三木津田線	津田寒川IC～国道11号	県
	国道377号	市内全線	県
	市道津田港臨港線	津田港～国道11号	さぬき市
	市道町内南北幹線	津田港～国道11号	さぬき市
	市道津田港臨港線支線	津田港～国道11号	さぬき市

※市道津田港臨港線、市道町内南北幹線、市道津田港臨港線支線については、防災機能強化港である津田港からの輸送確保路線への連絡経路として、緊急輸送路に位置付ける。



## 7 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策に関する事項

急傾斜地崩壊の地盤災害予防対策については、香川県や関係団体と連携を図りながら、香川県が指定したそれぞれの区域を巡回、パトロールし、実体の把握に努める。

また、災害を未然に防止するため、警戒避難体制の確立と自主防災組織の育成に努め、被害の軽減を図る。

## 8 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定

優先的に耐震化に着手すべき建築物としては、地震などの大規模な災害が発生した場合に、救援、救護、避難所等の防災拠点となる市有建築物とする。

## 9 重点的に耐震化すべき区域の設定

重点的に耐震化すべき区域は、次のとおりとする。

- ・香川県地域防災計画及びさぬき市地域防災計画に定める緊急輸送路の沿道地域
- ・避難所周辺地域

## 第4章 耐震改修促進法及び建築基準法による指導等の協力

### 1 指導等への協力

特定既存耐震不適格建築物の耐震化の促進を図るためには、所管行政庁である香川県と十分調整を行い、効果的な指導を行っていく必要がある。そのため、所管行政庁と十分連絡調整を行い、連携を図りながら、指導等の協力を行う。

## 第5章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する 啓発及び知識の普及

### 1 相談体制の整備及び情報提供の充実

本市では、建設経済部都市計画課内に相談窓口を設置し、住民の相談にに応じているが、今後も引き続き行う。

また、県の作成している耐震診断・耐震改修に関するパンフレット、耐震改修の事例集、耐震改修工法に関する資料の提供を行うとともに、市の広報紙やホームページなどを通じて、最新の情報を提供する。

### 2 パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の参加啓発

相談窓口には、耐震診断及び耐震改修に関するパンフレットを常備するとともに、セミナー・講習会への参加啓発を行い、地震に対する防災意識の向上を図る。

【代表的なパンフレット】

- ・「耐震設計とは」(香川県)
- ・「誰でもできるわが家の耐震診断」(財団法人日本建築防災協会編)
- ・「木造住宅の耐震改修の費用」(財団法人日本建築防災協会編)
- ・「地震にそなえて 窓ガラスの地震対策」(財団法人日本建築防災協会編)

### 3 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

住宅設備のリフォーム、バリアフリーリフォーム等の機会は、耐震改修を実施する好機であり、あわせて工事を行うことによる費用面でのメリットもある。このため、リフォームにあわせた耐震改修が、市場において適切に普及するよう関係団体と連携を図る。

## 4 自治会等との連携

地震による被害を最小限に抑えるためには、日ごろから地域における地震時の危険箇所を確認し、地域で情報を共有しておくことが重要である。市内各地域に、自治会を主体とした自主防災組織の結成が進んでいることから、防災意識の向上のため、防災訓練・研修会等により、地域住民と連携した活動を行う。

## 5 耐震性能の高い建築物の整備促進、地震保険の普及・啓発

### (1) 耐震性能の高い建築物の整備促進

新たに建築される住宅については、現行の耐震基準等に従って適切に建築されるように住宅性能表示制度の情報提供を行う。

### (2) 地震保険の普及・啓発

万一の地震に備えて、地震により建築物が倒壊や損壊した場合に一定額の補償が得られる地震保険に加入していれば、その再建が円滑に進むことが期待できる。

損害保険料率算出機構の資料によると、2016年度（平成28年度）末における香川県の地震保険加入件数は13万8千件で、世帯加入率は31.3%と全国平均（30.5%）とほぼ同じである。地震保険の加入促進のため、地震保険の保険料、補償内容等の情報提供を行い、地震保険の普及・啓発に努める。

## 第6章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する必要な事項

### 1 庁内推進体制の確立

市の特定既存耐震不適格建築物を所管する部局と連携し、耐震化に向けた推進体制を確立する。また、防災拠点となる市有建築物については優先順位を決めて耐震化を推進する。

### 2 関係団体との連携

耐震診断及び耐震改修の促進に向けて、一般社団法人香川県建築士会、一般社団法人香川県建築士事務所協会、香川県建設労働組合、一般社団法人香川県総合建設センター、一般社団法人日本建築構造技術者協会（JSCA）等、県内外の建築関係団体等との連携体制を引き続き維持・発展させるように努める。

### 3 その他

#### （1）目標等の見直し

市内の住宅、特定既存耐震不適格建築物及び防災拠点となる市有建築物の耐震化状況は、適宜検証し必要に応じて目標等の見直しを行う。

#### （2）耐震化実施計画

耐震改修促進計画は、必要に応じて変更する。また、本計画を実施するに当たり、必要な事項は別途定める。